

## 参 考 資 料

自動車損害賠償保障法施行令

別表第1

等 級	介 護 を 要 す る 後 遺 障 害
第1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> </ol>
第2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> </ol>

別表第2 (抜粋)

等 級	後 遺 障 害
第1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼が失明したもの</li> <li>2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>4. 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>5. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>6. 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>
第2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2. 両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>3. 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>4. 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
第3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>5. 両手の手指の全部を失ったもの</li> </ol>